

- 三、勤務年數多クシテ用紙ニ不足ヲ生ジタルトキハ二枚以上綴合シ使用スルコト
- 四、眼ノ欄ハ屈折異常及眼疾ナキモノハ「健」ト記入シ屈折異常又ハ眼疾アルトキハ夫々異常ノ種類及病名ヲ記入スルコト
- 五、耳ノ欄ニハ聽力障礙、耳疾ナキトキハ「健」ト記入シ此等ヲ有スルトキハ病名及異常名ヲ記入スルコト
- 六、呼吸器及神經系ノ欄ハ異常ナキトキハ「健」ト記入シ異常アルトキハ病名ヲ記入スルコト尙必要ナル事項ニ就テ備考欄ニ記入スルコト
- 七、言語ノ欄ハ異常ナキトキハ「常」ト記入シ異常アルトキハ異常名ヲ記入スルコト
- 八、體格ノ欄ハ強健、中等、薄弱ニ區別シテ記入スルコト
 強健ト稱スルハ發育、榮養共ニ佳良ニシテ且無病健全ノ者ヲ指スコト
 中等ト稱スルハ發育、榮養共ニ普通ナル者ヲ指スコト
 薄弱ト稱スルハ發育、榮養共ニ不十分ナルカ又ハ全身ノ健康ニ直接關係アル慢性疾患ヲ有スル者ヲ指スコト
- 九、病缺日數ノ欄ニハ定期ノ身體検査期日ヨリ次ノ検査期日ニ至ル間ノ病氣缺勤日數及病名ヲ記入スベシ
- 十、休職後復職シタル者ハ其ノ期間及事由ヲ備考欄ニ記入スベシ

備考	氏名	性別	年齢	比體重	比胸圍	榮養	眼	耳	呼吸器	神經系	言語	其疾病異常ノ他	體格	病缺日數	本人ニ對スル注意事項	昭和 年		
																前	後	

(第11號様式)

〔新潟青〕

備考	氏名	性別	年齢	比體重	比胸圍	榮養	眼	耳	呼吸器	神經系	言語	其疾病異常ノ他	體格	病缺日數	本人ニ對スル注意事項	昭和 年	前	後	

〔新潟青〕

- 一、用紙ノ大サハ日本標準規格ニ依ル紙ノ仕上ゲ寸法A列四號トス
- 二、職員多數ニシテ用紙ニ不足ヲ生ジタルトキハ二枚以上綴合スルコト

注意事項

● 兒童生徒身體檢查施行手續

昭和十二年四月二十三日
新潟縣訓令第二號

公立學校長 青年學校教員養成所長
私立幼稚園長

兒童生徒身體檢查施行手續左ノ通定メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
兒童生徒身體檢查施行手續

〔新潟青〕

- 第一條 兒童生徒ノ身體檢查ハ學校身體檢查規程ノ各條ニ從ヒテ之ヲ行ヒ出來得ル限リ其精確ヲ期スベシ
- 第二條 特別ノ事情ニ依リ身體檢查ヲ行ヒ難キトキハ學校長ニ於テ其ノ理由ヲ具シ其ノ年四月末日迄ニ知事ノ認可ヲ受クベシ
- 第三條 青年學校ニ限リ特別ノ事情ニ依リ六月末日迄ニ身體檢查ヲ行ヒ難キトキハ學校長ニ於テ其ノ理由ヲ具シ、其年四月末日迄ニ知事ノ認可ヲ受ケ當分ノ内之ヲ九月末日迄ニ施行スル事ヲ得
- 前項ノ場合ニ在リテハ、身長、體重、胸圍及坐高ノ測定ニ限リ九月中ニ施行シ年齡ノ計算ハ九月一日ノ計算ニ依リ滿十二年一日以上滿十三年迄ノ者ヲ十三年トシ他之ニ準ズベシ
- 第四條 學校職員、學校看護婦其ノ他適當ナル者ニ身體檢查ノ一部ヲ補助セシムルトキハ豫メ其ノ項目ニ關スル檢查方法ヲ能ク指導シ充分ニ理解セシメ置クベシ
- 第五條 身體檢查ノ結果學校衛生上特別養護ノ必要アリト認ムル者ニ就テハ出席簿表紙裏面ニ要養護者一覽表ヲ貼附シ學校職員ハ學校醫ト共ニ特ニ養護ニカムベシ
- 第六條 身體檢查ヲ施行シタルトキハ學校長ハ身體檢查統計表及第一號樣式ニ依リ身體檢查成績集計表ヲ毎年八月末日迄ニ知事ニ提出スベシ但シ本手續第三條ノ青年學校ニ在リテハ提出期限ハ其ノ年十一月末日迄トス
- 第七條 臨時身體檢查ノ結果又ハ特ニ養護上必要ナル事項ハ身體檢查票ノ裏面ニ記入スベシ
- 第八條 學校長ハ學年ノ中途ニ於ケル入學者ニ對シテハ入學ノ際臨時身體檢查ヲ施行スベシ
- 第九條 本手續ニ於テ學校トアルハ青年學校教員養成所ヲ含ム
- 第十條 幼稚園幼兒ノ身體檢查ニ就テハ本手續ヲ準用ス

第一號樣式

身體檢查成績集計表

切取線

學校番號	年 齡	年
1 身長總長	21 傳染病皮膚病	
2 體重總重	22 其ノ他ノ皮膚病	
3 胸圍總長	23 齲齒アル者	()
4 坐高總長	24 其ノ他齒疾	
5 榮養要注意者	25 結核性疾患	
6 脊柱異常アル者	26 腺 病	
7 カリエス	27 肋 膜 炎	
8 胸廓異常アルモノ	28 心 臟 疾 患	
9 弱視(兩眼)	29 貧 血	
10 近 視	30 脚 氣	
11 亂 視	31 脫 腸	
12 トラホーム	32 神經衰弱	
13 其他ノ眼疾	33 言語障礙	
14 聽力障礙アル者	34 精神障礙	
15 中 耳 炎	35 骨關節ノ異常	
16 其ノ他ノ耳疾	36 四肢運動障礙	
17 鼻 疾	37 要養護者	
18 蓄膿症	38 檢查人員	
19 扁桃腺肥大	注意 女ハ上右隅ヲ切取ルコト	
20 腺樣增殖症		

〔新潟青〕

注意事項

- 一、用紙ノ大サハ日本標準規格ニ依ル紙ノ仕上ケ寸法B列第六號トス
 - 二、本表ハ年齡別、男女別ニ調製スルコト
- 第三章 學校衛生

生徒兒童及幼兒ノ身體檢查施行ニ關スル件

昭和十二年四月二十日
學第一四六一號學務部長通牒

各學校長 青年學校教員養成所長
各幼稚園長

身體檢查ハ兒童生徒ノ體位ノ向上ト健康ノ増進トヲ圖ランガ爲施行スルモ
ノナルヲ以テ出來得ル限リ檢査ノ精確ヲ期シ且結果ノ綜合考察ニ十分意ヲ
用ヒ學校衛生施設ノ基礎トシテ又體育運動ノ合理的體系ノ基礎トシテ重要
ナル參考資料ヲシムルヤウ努ムルヲ要スベク而モ此事タルト現下ノ國情
ニ鑑ミテ特ニ深ク意ヲ致サザルベカラザル處ニ有之候條今後一層學校身體
檢査規程ニ準據シテ之ガ勵行ヲ期スルハ勿論更ニ左記事項ニ留意シ身體檢
査ノ趣旨徹底ニ御配意相成度

甲、身體檢査方法ニ關スル事項

- 一、檢査實施前ニ於テ檢査者ノ打合會ヲ開キ實施上留意スベキ事項ニツキ
協議シ又檢査者ハ測定方法ノ練習ヲナス等諸準備ニ關シ遺漏ナキヲ期
スルコト
- 二、「身長」「體重」「胸圍」「坐高」ノ測定ハ同一人ニ在リテハ成ルベク同一日
ノ午前中ニ終了スルコト
- 三、榮養ノ狀態普通以下ニシテ學校衛生上特ニ注意ヲ要スル者ヲ「要注意」
トシ其ノ他ノ者ヲ「可」トスルコト
- 四、榮養ノ判定ニ當リテハ榮養指數及其ノ他ノ判定標準ヲ參考トシテ用フ
ルモ差支ナキコト
- 五、脊柱ノ「カリエス」診査ニ際シテハ其ノ可動性、壓痛點等ニ注意スルコト

(新潟青)

- 六、裸眼視力ガ〇、一ニ達セザルトキハ〇、一ノ視標ヲ明視シ得ル迄近ヅ
カシメ(SIX(四四四))ヲ其ノ視力トシテ記入スルコト
 - 七、裸眼視力一、〇ニ達セザル者ニ對シテハ少クトモ檢眼「レンズ」ヲ使用
シテ屈折異常、弱視等ノ有無ヲ檢査スルコト
 - 八、裸眼視力一、〇以上ノ者ニシテ假令屈折異常ヲ發見スル場合アリトモ學
習上支障ナキヲ以テ正視トシテ取扱フコト
 - 九、「弱視」トハ檢眼「レンズ」ヲ以テ補正スルコトヲ得ザル視力障得ノ全部
ヲ謂ヒ(身體檢査統計表ニ掲記スル「弱視」ト混同セザルコト)、「失明」
トハ通常眼前一米ニ於テ指數ヲ視別ケ得ザルモノヲ謂フコト
 - 一〇、「聽力」ハ靜カナル室ニテ成ルベク囁語法(距離六米)ヲ用ヒ左右、各
別ニ檢査スルコト
 - 一一、齶ニシテ充填ヲ施シタルモノモ當然之ヲ「齶齒」ニ算スルコト
 - 一二、齶齒ニシテ「セメント」又ハ金屬性ノ材料ヲ以テ充填セラレタルモノ
ヲ「處置齒」トシ、然ラザルモノ又ハ治療中ノモノヲ「未處置齒」トスル
コト
 - 一三、出來得ル限リ檢査ノ精確ヲ期シ且ツ結果ノ綜合考察ニ十分意ヲ用ヒ
「要養護」者ノ發見ニ努ムルコト
 - 一四、「要養護」ノ範圍ハ概テ次ノ如キモノナルコト
1. 學校傳染病ニシテ學校醫ニ於テ適當ト認ムル豫防處置ヲ爲シ、又
ハ病況ニ依リ傳染ノ虞ナシト認メ昇校ヲ許可セラレタルモノ
 2. 身體虛弱ノモノ
 3. 脊柱彎曲、胸廓異常、屈折異常、聽力障得等ノ高度ノモノ、
 4. 神經系ノ異常、精神薄弱ノモノ
 5. 運動ニ依リ症狀ノ増悪ヲ來スモノ
 6. 一般ニ病後恢復期ニアルモノ

(新潟青)

- 一、「學校名」「氏名」「生年月日」及ビ「家ノ職業」ハ必ず記入スルコト
- 二、「檢査年月日」ハ檢査項目ノ全部ヲ同日ニ終ラザルトキハ身長、體重、
胸圍及坐高ヲ測定シタル日ヲ記入スルコト
- 三、「備考」欄ヲ除クノ外ハ必ず適當ナル記載ヲナシ空欄ヲ殘サザルコト
- 四、疾病其ノ他ノ爲メ檢査ヲ受ケザル場合ハ當該區劃欄ニ其ノ旨記載スル
コト
- 五、「榮養」欄ニハ「要注意」又ハ「可」ノ何レカラ記入スルコト
- 六、「眼」欄中ノ「視力」ハ裸眼視力、眼鏡裝用視力及弱視、失明等ニツキ左
右別ニ記入スルコト
- 七、裸眼視力ハ「視力」欄ノ括弧ノ左側ニ記入シ眼鏡裝用視力ハ括弧内ニ記
入シ、弱視、失明ノ有無ハ括弧ノ右側ニ記入スルコト
- 八、齒牙欄ニハ學校醫ガ齒牙ノ檢査ヲ爲シタル場合ニハ齶齒ヲ處置齒、未
處置齒ニ區別シテ夫々ノ數ヲ括弧ノ左側ニ記入スルコト尙「其ノ他ノ
齒疾」欄ニハ斜線ヲ引クコト
- 九、學校齒科醫ガ齒牙ノ檢査ヲ爲シタル場合ニハ齶齒ヲ處置齒、未處置齒
ニ分チ、永久齒ノ數ヲ括弧ノ左側ニ記入シ乳齒ノ數ヲ括弧内ニ記入ス
ルコト
- 一〇、「脊柱」「胸廓」「色神」「聽力」ノ欄ニ於テ異常ナキトキハ「正」ト記入スル
コト

乙、身體檢査票記載ニ關スル事項

- 一、「學校名」「氏名」「生年月日」及ビ「家ノ職業」ハ必ず記入スルコト
- 二、「檢査年月日」ハ檢査項目ノ全部ヲ同日ニ終ラザルトキハ身長、體重、
胸圍及坐高ヲ測定シタル日ヲ記入スルコト
- 三、「備考」欄ヲ除クノ外ハ必ず適當ナル記載ヲナシ空欄ヲ殘サザルコト
- 四、疾病其ノ他ノ爲メ檢査ヲ受ケザル場合ハ當該區劃欄ニ其ノ旨記載スル
コト
- 五、「榮養」欄ニハ「要注意」又ハ「可」ノ何レカラ記入スルコト
- 六、「眼」欄中ノ「視力」ハ裸眼視力、眼鏡裝用視力及弱視、失明等ニツキ左
右別ニ記入スルコト
- 七、裸眼視力ハ「視力」欄ノ括弧ノ左側ニ記入シ眼鏡裝用視力ハ括弧内ニ記
入シ、弱視、失明ノ有無ハ括弧ノ右側ニ記入スルコト
- 八、齒牙欄ニハ學校醫ガ齒牙ノ檢査ヲ爲シタル場合ニハ齶齒ヲ處置齒、未
處置齒ニ區別シテ夫々ノ數ヲ括弧ノ左側ニ記入スルコト尙「其ノ他ノ
齒疾」欄ニハ斜線ヲ引クコト
- 九、學校齒科醫ガ齒牙ノ檢査ヲ爲シタル場合ニハ齶齒ヲ處置齒、未處置齒
ニ分チ、永久齒ノ數ヲ括弧ノ左側ニ記入シ乳齒ノ數ヲ括弧内ニ記入ス
ルコト
- 一〇、「脊柱」「胸廓」「色神」「聽力」ノ欄ニ於テ異常ナキトキハ「正」ト記入スル
コト

第三章 學校衛生

- 一〇、「脊柱」欄中ノ「疾病」、「眼疾」、「耳疾」、「其ノ他ノ齒疾」、「其ノ他ノ
疾病及異常」欄ニ於テ疾病又ハ異常ノ無キトキハ「無」ト記入スルコト
- 一一、「概評」欄ニハ「要養護」又ハ「可」ノ何レカラ記入スルコト
- 一二、「本人ニ對スル注意」欄ニハ其ノ要項ヲ次ノ用語ニ準ジテ成ルベク具
體的ニ記載スルコト
- 治療ヲ要ス、眼鏡裝用ヲ要ス、姿勢ニ注意スベシ、榮養ニ注意スベシ、
運動ニ注意スベシ、専門醫ニ相談スベシ等
- 丙、身體檢査統計表記載ニ關スル事項
- 一、身體檢査票ニ記載セル事項ヲ全部統計スルニ非ザルヲ以テ注意スルコ
ト
- 二、「身長」、「體重」、「胸圍」、「坐高」ノ平均ハ年齢ト共ニ増加スルヲ普通
トスルモ特別ノ場合ニアリテ異常ノ成績ヲ表ハシタルトキハ其ノ理由
ヲ「備考」欄ニ記入スルコト
- 三、「榮養」欄ニハ「要注意」者ノ人員ヲ記入スルコト
- 四、「脊柱」欄ニハ「正」即チ生理的彎曲ヲ有スル者ノ人員、異常アル者ノ人
員及「カリエス」ヲ有スル者ノ人員ヲ各別ニ夫々記入スルコト
- 五、「胸廓」欄ニハ異常アル者ノ人員ヲ記入スルコト
- 六、「弱視(兩眼)」欄ニハ身體檢査票記入ノ弱視ノ中、兩眼共ニ矯正視力
〇、三ニ達セザル者ノ人員ヲ記入スルコト
- 七、「屈折異常」欄ニハ近視眼、遠視眼、亂視眼ノモノノ人員ヲ各別ニ夫々
記入スルコト但シ一眼ノ近視、遠視、亂視ノ場合モ其ノ員數ニ加フル
コト

- 八、「齒牙」欄ニハ齶齒アル者ノ人員ト其ノ他ノ齒疾ニ罹レル者ノ人員ヲ各別ニ記入スルコト尙齶齒アル者ニシテ其ノ全部ヲ處置セルモノ即チ「セメント」又ハ金屬性材料ヲ以テ充填セル者ノ人員ハ更ニ之ヲ括弧内ニ記入スルコト
- 九、「其ノ他ノ疾病及異常」欄ニシテ欄ニ不足ヲ生ジタルトキハ空欄ニ附筆ヲ貼シ之ヲ補フコト
- 一〇、「備考」欄ニハ表中記載ノ事項ニ關シ説明ヲ要スル事項及其ノ他特ニ必要ト認メタル事項ヲ記入スルコト
- 一一、尋常小學校第二學年以下ノ兒童及幼稚園幼兒ニ在リテハ視力、屈折異常、色神及聽力ハ此レヲ本表ニ記入ヲ要セザルコト
- 丁、身體檢査成績利用ニ關スル事項
 - 一、檢査ノ結果ハ之ヲ集計整理シ統計的觀察ヲナスト共ニ本人ニ對シ十分自己ノ健康ノ特徴ヲ自覺セシメ進シテ健康ニ關スル生活ノ指導ニ依リ自發的ニ體位ノ向上ニ努メシムルコト
 - 二、檢査ノ結果ヲ本人又ハ保護者、父兄ニ通知スル場合ニハ身長、體重、胸圍、坐高、比體重、比胸圍、比坐高ハ夫々全國又ハ縣、郡、市等ノ平均數ト比較對照シテ參考ニ資セシムルコト
 - 三、疾病及異常ヲ有スルモノニ在リテハ本人又ハ保護者、父兄ニ次ノ事項ヲ成ルベク速ニ通報スルコト
 1. 疾病又ハ異常ノ種類
 2. 傳染性ノ有無
 3. 學校傳染病ヲ有スル者ニ在リテハ
 - イ、昇校停止ヲ命ズベキモノ
 - ロ、昇校ヲ許可シ得ベキモノ
 4. 其ノ他ノ疾病異常ヲ有スル者ニ在リテハ

〔新潟青〕

- イ、休學セシメテ治療ヲナスベキ必要アルモノ
- ロ、通學セシメナガラ治療セシムベキモノ
- ハ、運動ノ制限ヲ要スルモノ
- 四、學校ニ於テハ必要ニ應ジ健康相談、豫防處置等ノ施設ヲ實施スルノ外養護學級、養護寮落、學校給食其ノ他必要ナル保健養護ノ施設ヲ行フコト
- 五、學校體育並ニ教授衛生上ニ檢査成績ヲ努メテ利用スルコト

●身體檢査ニ際シ比體重、比胸圍、比坐高ノ算出ニ關スル件

身長	100 身長	身長	100 身長	身長	100 身長
100	1.0000	125	0.8000	150	0.6667
101	0.9900	126	0.7937	151	0.6623
102	0.9804	127	0.7874	152	0.6579
103	0.9709	128	0.7813	153	0.6536
104	0.9615	129	0.7752	154	0.6494
105	0.9524	130	0.7692	155	0.6425
106	0.9434	131	0.7634	156	0.6410
107	0.9346	132	0.7576	157	0.6369
108	0.9259	133	0.7519	158	0.6329
109	0.9174	134	0.7463	159	0.6289
110	0.9091	135	0.7407	160	0.6250
111	0.9009	136	0.7353	161	0.6211
112	0.8926	137	0.7299	162	0.6173
113	0.8850	138	0.7246	163	0.6135
114	0.8772	139	0.7194	164	0.6098
115	0.8696	140	0.7143	165	0.6061
116	0.8621	141	0.7092	166	0.6024
117	0.8547	142	0.7042	167	0.5988
118	0.8475	143	0.6993	168	0.5952
119	0.8403	144	0.6944	169	0.5917
120	0.8333	145	0.6897	170	0.5882
121	0.8264	146	0.6849	171	0.5848
122	0.8197	147	0.6803	172	0.5814
123	0.8136	148	0.6757	173	0.5780
124	0.8065	149	0.6711	174	0.5747

今般改正セラレタル學校身體檢査規程ニ依レバ、身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商、身長ヲ以テ胸圍ヲ除シタル商及身長ヲ以テ坐高ヲ除シタル商ニ百ヲ乘シタル數ヲ算出シ之ヲ夫々比體重、比胸圍、比坐高トシテ身體檢査票ニ記入スルコトト相成候處之ガ計算ハ頗ル繁雜ヲ極メ候條身長ヲ以テ百ヲ除シタル左表ノ數ヲ夫々體重、胸圍、坐高ニ乘ジテ得タル積ヲ比體重、比胸圍、比坐高トシテ記入スル方簡單ナルヲ以テ參考ノ爲通牒候也

昭和十二年二月十九日
學第四八八號學務部長通牒

學校長編

〔新潟青〕

(使用例)

身長ノ種以下ハ四捨五入ス、身長一三五ハ表ニ依リ〇、七四ヲ得コレヲ體重、胸圍、坐高ニ乗ズレバ可ナリ

30.6 x 0.74 = 22.6
88.0 x 0.74 = 50.3
72.7 x 0.74 = 53.8

● 身體検査統計表中ニハ色神異常アルモノノ統計記入ヲ要セザルノ件

昭和十二年七月九日
學第三二三八號學務部長通牒

各學校長宛

身體検査ノ際發見シタル色神異常ハ之ヲ身體検査票ニ記入ヲ要スルコトハ明ナルモ身體検査統計表ノ何レノ欄ニ之ヲ統計掲記スベキヤ不明ノ爲其ノ取扱ニ困難セル向有之十二開及ビ候ヘ共今般ノ規程改正ニ依リ色神異常ハ之ヲ身體検査統計表中ニハ記入セザルコトト相成候條御了知相成度

● 青年學校ノ衛生ニ關スル件

昭和十年五月三十一日
學第二八二二號學務部長通牒

支廳長 市町村長 青年學校校長宛

青年學校ノ衛生施設ハ其ノ特殊ノ使命ニ鑑ミ他ノ學校衛生ト同様ノ形式ニ依ルコトハ困難ナルベキモ青年ノ健康ハ直接壯丁ノ體格ニ反映スベク又衛生思想ノ啓培、健康相談等現下極メテ重要ナル問題尠カラザルヲ以テ左記事項ニ留意セラレ保健養護ニ關シ深甚ノ考慮ヲ拂ハレ度

〔新潟青〕

記

- 一 小學校ニ附設スル青年學校ノ學校醫ノ職務ハ昭和十年新潟縣令第七號學校醫、幼稚園醫令施行細則(五月二十四日一部改正)第十九條ニ依リ當該小學校ノ學校醫ニ於テ執ルモノナルヲ以テ特別ニ青年學校醫囑託ノ内申ヲ要セザルコトト從ツテ此ノ際學校醫手當ノ増額ヲ計ラレタキコト
- 二 獨立ノ青年學校ノ學校醫ハ新潟縣令第七號學校醫、幼稚園醫令施行細則第三條ニ依リ知事ニ内申セラレタキコト
- 三 私立ノ青年學校ニ在リテハ設置者ニ於テ學校醫ヲ囑託又ハ解囑ヲナシ新潟縣令第七號學校醫幼稚園醫令施行細則第六條ニ依リ設置者ヨリ直ニ知事ニ開申スルコト
- 四 昭和七年文部省令第三號學校醫職務規程、大正九年文部省令第十六號學生生徒兒童身體検査規程、大正十三年文部省令第十八號學校傳染病豫防規程、大正七年新潟縣訓令第八號公立學校職員身體検査規程、昭和十年新潟縣令第七號學校醫、幼稚園醫令施行細則等ノ學校衛生關係法規ハ青年學校ニモ適用セラルルモノナルコト

昭和十三年八月一日印刷
昭和十三年八月四日發行

帝國地方行政學會編纂

株式會社帝國地方行政學會取締役社長

發行者 大谷仁兵衛

東京市京橋區銀座西七丁目壹番地

印刷者 大谷保

東京市京橋區銀座西七丁目壹番地

印刷所 行政學會印刷所

東京府立川町三九五番地

新潟縣
青年學校法集令

發行所

東京市京橋區銀座西七丁目壹番地
電話銀座四六〇一六六三・振替東京一三

株式會社 帝國地方行政學會



